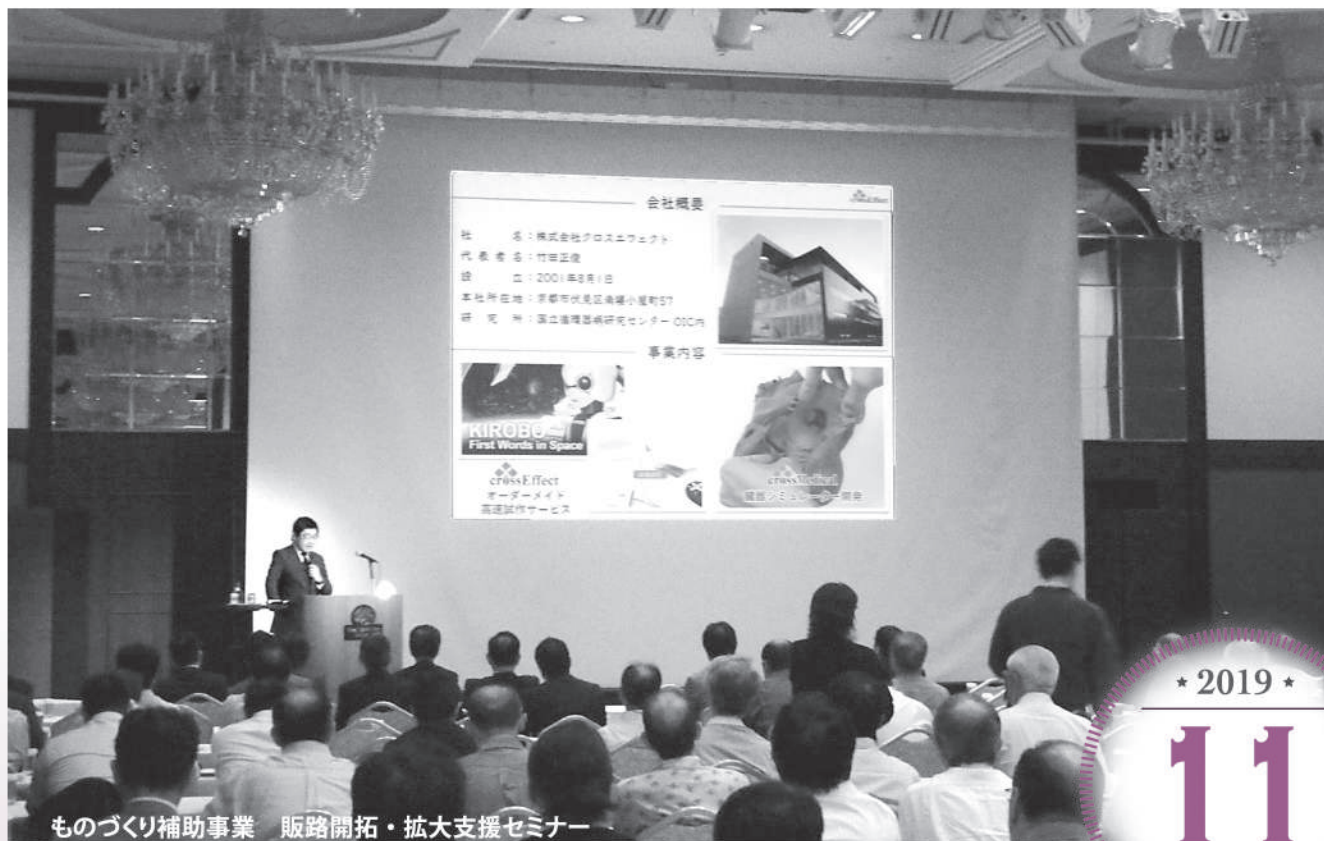


MONTHLY

とちぎ 中央会



ものづくり補助事業 販路開拓・拡大支援セミナー

★ 2019 ★

11

Vol. 618

1~3p

特集① 令和元年台風19号関連特別相談窓口のご案内 特集② 雇用保険の特例措置、助成金について

4p 情報連絡員報告 (令和元年9月分)

▶ グラフと概況／業界の声

6p 組合インタビュー「この人に聞く」

▶ 第9回：栃木県食肉事業協同組合連合会
渡邊秀夫 会長

8p FLASH

▶ 地域別組合トータルサポート事業 講習会・相談会
▶ 4県青年中央会 交流会
▶ 緊急時組合連携事業 業界別・地域別講習会

9p FLASH

▶ 栃木県中央会正副会長会議
▶ あしかが介護事業協同組合 創立総会
▶ ものづくり補助金事業 販路開拓・拡大支援セミナー

10p 施策情報

▶ 心の健康づくり計画助成金のご案内
▶ 国家公務員倫理月間について
▶ 労働保険適用促進月間について

12p チェックポイント・中央会からのお知らせ

栃木県中小企業団体中央会

栃木県宇都宮市中央3-1-4 (栃木県産業会館3階)

TEL 028-635-2300 / FAX 028-635-2302 / URL: <http://www.tck.or.jp>

◇コミュニティビジネス支援センター◇
◇官公需総合相談センター◇

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください!



特集①

令和元年台風19号関連特別相談窓口のご案内

栃木労働局では、今般の台風第19号の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しております。

開 設 日：令和元年10月17日(木)～

開設時間：8:30～17:15(土日祝日を除く)

お問合せ内容	担当部署（所在地・連絡先は下記参考）
○給与、手当の支払い等に関する事 ○解雇、雇止め等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署
○労災補償給付等に関する事	栃木労働局労働基準部労災補償課 及び 各労働基準監督署
○労働保険料の納付猶予等に関する事	栃木労働局総務部労働保険徴収室
○雇用保険給付に関する事 ○その他雇用の安定に関する事	各ハローワーク

※上記以外の相談や、相談先が分からない場合は、労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）及び各労働基準監督署が設置されている総合労働相談コーナーでご相談を承り、関係部署に取り次ぎます。

記

■栃木労働局

組 織		所 在 地	電話番号
総 務 部	労働保険徴収室	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎	028 (634) 9113
労働基準部	監 督 課		028 (634) 9115
	労 災 補 償 課		028 (634) 9118
職業安定部	職 業 安 定 課		028 (610) 3555
	職 業 対 策 課		028 (610) 3557
	需給調整事業室		028 (610) 3556

■労働基準監督署

監督署名	所 在 地	電話番号	管轄区域
宇 都 宮	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎 別館	028(633)4251	宇都宮市・さくら市 那須烏山市・高根沢町 那珂川町
足 利	〒326-0807 足利市大正町864	0284(41)1188	足利市
栃 木	〒328-0042 栃木市沼和田町20-24	0282(24)7766	栃木市・佐野市・小山市 下野市・壬生町・野木町
鹿 沼	〒322-0063 鹿沼市戸張町2365-5	0289(64)3215	鹿沼市
大 田 原	〒324-0041 大田原市本町2-2828-19	0287(22)2279	大田原市・矢板市 那須塩原市・那須町
日 光	〒321-1261 日光市今市305-1	0288(22)0273	日光市・塩谷町
真 岡	〒321-4305 真岡市荒町5203	0285(82)4443	真岡市・益子町・茂木町 市貝町・芳賀町・上三川町

■ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
宇 都 宮	〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎 1 階	028(638)0369	宇都宮市・上三川町 高根沢町
那須烏山出張所	〒321-0622 那須烏山市城東4-18	0287(82)2213	那須烏山市・那珂川町
鹿 沼	〒322-0031 鹿沼市睦町287-20	0289(62)5125	鹿沼市
栃 木	〒328-0032 栃木市神田町8-5	0282(22)4135	栃木市・壬生町
佐 野	〒327-0014 佐野市天明町2553	0283(22)6260	佐野市
足 利	〒326-0057 足利市丸山町688-14	0284(41)3178	足利市
真 岡	〒321-4305 真岡市荒町5101	0285(82)8655	真岡市・芳賀町・益子町 茂木町・市貝町
矢 板	〒329-2162 矢板市末広町3-2	0287(43)0121	矢板市・さくら市・塩谷町
大 田 原	〒324-0058 大田原市紫塚1-14-2	0287(22)2268	大田原市 那須塩原市(旧西那須野町・ 旧塩原町)
小 山	〒323-0014 小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	0285(22)1524	小山市・下野市・野木町
日 光	〒321-1272 日光市今市本町32-1	0288(22)0353	日光市
黒 磯	〒325-0027 那須塩原市共懇社119-1	0287(62)0144	那須塩原市（旧黒磯市） 那須町

お問合せ先：お問合せの内容については、最寄りの各担当部署までお問合せください。



令和元年台風第19号による大雨等

の影響を受けて経営にお困りの皆様へ

栃木県

**県・各支援機関の「相談窓口」で大雨災害による
影響を受けた中小企業を支援します。**

「相談窓口」

I 栃木県庁

- 栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL 028-623-3181

II 商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会

- 最寄りの商工会議所または商工会
- 栃木県商工会連合会 TEL 028-637-3731
- 栃木県中小企業団体中央会 TEL 028-635-2300

III 栃木県信用保証協会

- 栃木県信用保証協会 企画課 TEL 028-635-2121

特集②

雇用保険の特例措置、助成金について

令和元年台風第19号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくても基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
 - 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
（受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）※
- ※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第19号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第19号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

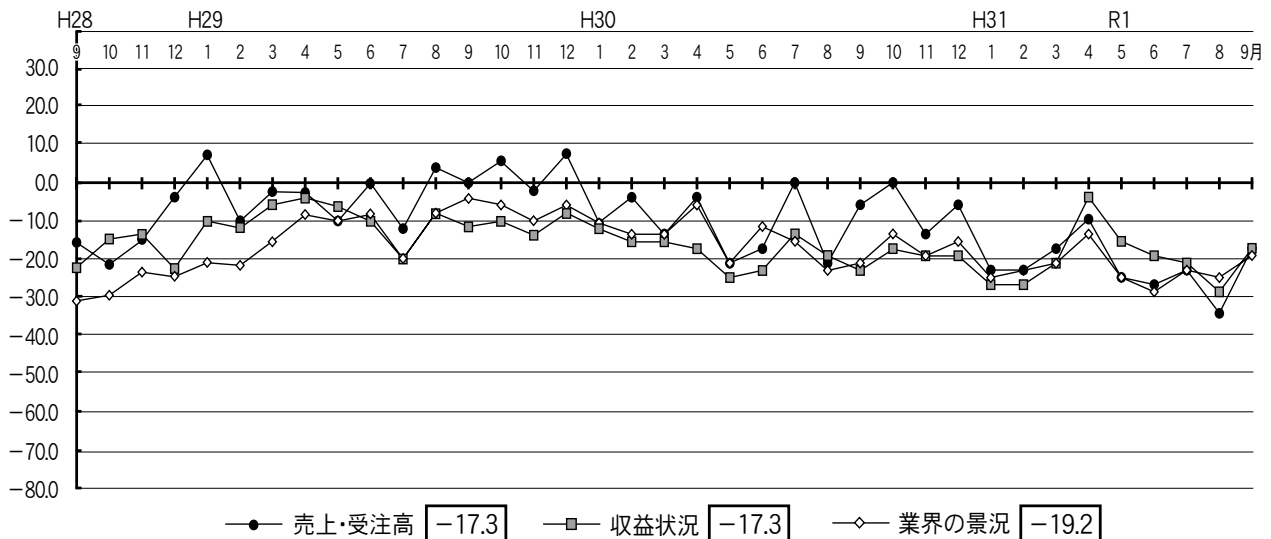
本特例は、休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和2年1月20日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第19号発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

情報連絡員報告（令和元年9月分）

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。

県内主要 3 指標の推移（前年同月比 D I 値）



概 況

9月の前年同月比D I 値は、前月の前年同月比D I 値と比べ、9指標中「売上高」「在庫数量」「販売価格」「収益状況」「資金繰り」「雇用人員」「業界の景況」の7指標が上昇した。

主要3指標では、「売上高」「収益状況」「業界の景況」いずれも上昇し、それぞれ-17.3ポイント、-17.3ポイント、-19.2ポイントであった。

業種別の状況を見ると、下表のとおり、「売上高」は製造業で7業種中5業種が上昇、1業種が下降し、非製造業で6業種中3業種が上昇、1業種が下降した。「収益状況」は製造業で7業種中3業種が上昇、1業種が下降し、非製造業で6業種中2業種が上昇、2業種が下降した。「業界の景況」は製造業で7業種中3業種が上昇、1業種が下降し、非製造業で6業種中1業種が上昇、1業種が下降した。

9月は連休続きであることや消費増税を見据えた駆け込み需要により売上増を期待する声が多かったものの、それらの恩恵を受けたのはサービス業や運送業の一部の業種のみであり、全体的には厳しい業況に変化はなかった。増税後の購買意欲の低下や先行き不安による節約志向の高まりへの懸念が絶えず存在していることに加え、キャッシュレス化への対応等事業者の負担が増加しており、引き続き予断を許さない状況にある。

【前月DI値差】

	売 上	在 庫	価 格	条 件	収 益	資 金	設 備	雇 用	景 況
食 料 品 製 造	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0
繊維・同製品	25.0	50.0	25.0	-25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-25.0
木材・木製品	100.0	-25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	25.0
印 刷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
窯業・土石	-100.0	0.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	-75.0	0.0	0.0
鉄鋼・金属	25.0	-25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	-25.0	0.0	0.0
一 般 機 器	25.0	25.0	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0	-25.0	75.0
製 造 業	24.0	4.0	8.0	-4.0	20.0	4.0	0.0	0.0	16.0
卸 売 業	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
小 売 業	42.8	0.0	-14.3	14.3	14.2	14.3		0.0	0.0
サ ー ビ ス 業	16.6		16.7	0.0	50.0	0.0		0.0	16.6
建 設 業	0.0		0.0	0.0	-20.0	0.0		20.0	0.0
運 輸 業	-50.0		0.0	0.0	-50.0	0.0		0.0	-50.0
そ の 他	50.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
非製造業	11.1	10.0	0.0	3.7	3.7	3.7		3.7	-3.7
全 体	17.3	5.7	3.8	0.0	11.5	3.9	0.0	1.9	5.8

【酒類製造業】売上高の減少が続いている。特に普通酒の売上減が激しいようである。

【縫製業】9月中旬までは受注があったが、それ以降は急激に減少し、10月生産はほとんどない状況である。増税後の売行きが不透明なため在庫が増えないように生産をセーブしており、先行きが見通せない状況である。

【染色整理業】一部で若干の悪化がみられる。

【網・網・レース・繊維粗製品製造業】トーション業界は本格的なシーズンに入ったが、動き出しの早い高級ブランドからの引き合いは相変わらず鈍い。中国系のアパレルの中には今後日本の品質やデザインをもって欧州向けの戦略を考えている様子である。業界の構造的な問題であるので、すぐには転換できないが、今後のビジネスチャンスを逃さないように業務に取り組んでいきたい。

【印刷業】ニーズの変化、需要の停滞、過当競争、低価格、資材等の値上げなど厳しい経営環境に変わりはない。今年度に入り組合員2者の新規加入があり、組合の活性化が期待される。

【石灰製造業】鉄鋼向けは、台風の影響で出荷減となった。肥料関係は、昨年並みの出荷があった。建材関係は、5月以降出荷が伸び悩んでいたが、前月より時期ずれによる出荷が増えてきた。全体的には、碎石、土質など時期ずれ出荷増があったが、鉄鋼向けの減少が大きく影響し、若干のマイナスとなった。

【陶磁器製造業】消費増税前の駆け込み需要を期待していたが、売上は伸びなかった。秋の陶器市が11月1日から5日まで開催されるため、売上増を期待している。

【金属製品製造業】家電（特に冷蔵庫）の在庫調整が影響し、減益となった。

【金属製品製造業】売上低下・人件費増加・人手不足により、自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも低下した。

【一般機械器具製造業】売上高がやや減少したが、全般的に横ばいであった。しかし、企業間格差があり、また、消費税が10%に増税されるため、今後の動向を注視しながら対応していく必要がある。なお、人手不足は継続中である。

【一般機械器具製造業】自動車業界は徐々に回復傾向にあるが、建機業界が低調である。

【食肉小売業】先行き不安による節約志向が進んでいる。豚コレラの発生で相場が上がっているため、利益率が低下している。

【中古自動車小売業】消費増税前の駆け込み需要はほとんどなかった。増税後の購買意欲の減少が懸念される。

【各種商品小売業】連休が続いたものの淡々とした売上に終始した。月末に増税前の駆け込み需要があり一部の店舗で売上増が多少あったものの、全般的には厳しい業況であった。キャッシュレス・消費者還元事業に未対応の店舗が心配である。

【各種商品小売業】10月からの消費増税を見据えた駆け込み需要の恩恵により、サービス飲食系以外は大幅な売上増となった。増税後の落ち込み分を補完すべく実

施されるポイント還元事業が果たしてどれほどの効果を生むのか未知数であるため、10月以降は当面苦しい状況が続いてしまうと予想される。

【花・植木小売業】敬老の日を絡めた連休とお彼岸を挟んだ3連休に婚礼需要も重なり、繁忙期となった。連休中は心配された天気も大きく崩れることがなく、店頭では花が良く動いた。市況をみると、各地で天候不順による生育の遅れが発生し、月を通して主要切花の入荷が少なく、秋の彼岸向け商材では、菊類・ユリ類を中心に大幅な単価高となった。

【理容業】10月からの消費増税に関しては、比較的問題なく対応準備ができていた店舗が多い。また、キャッシュレス化への対応についても、若い経営者は積極的に取り入れている。キャッシュレス化に関するセミナーを希望している組合員もいるので、組合でも今後の事業として取り組むことを視野に含めた計画を立てる予定である。

【自動車整備業】消費増税に対する駆け込み需要は予想したほどみられなかったが、連休が続いたこともあり共同施設の稼働率が上昇した。

【旅館・ホテル】宿泊の客室稼働率に関し、8月の高稼働からは若干落ちるが、9月も比較的高稼働率で推移した。宴会に関しては例年通りであったが、8月から10月にかけての宴会利用での受注件数がここ数年減少傾向にあると思う。飲食店利用に関しては5月の大型連休明けからの利用控えがそのまま続き、若干回復したものの未だ鈍い動きである。消費増税の影響を最も受けやすい業種であるため、今後の対策が必要である。

【ビルメンテナンス業】採用難の中で人員を増員できていない事業所では、売上高を増やす中で人件費がその分からないため増益傾向にある。

【給食センター】産業弁当の値上げを実施したが、不採算部門の撤退等を実施したため、昨年度より若干の売上高減少となった。配送の燃料費の高騰や最低賃金引上げなどで厳しい状況ではあるが、食材費の減少や新規の得意先の開拓・新商品の開発により、収益も良くなると思われる。

【内装工事業】当組合の防災ラベル支給枚数からみると、カーテン用ラベルは27%増、敷物用ラベルは8%減、壁装用ラベルは27%減であった。

【一般貨物自動車運送業】仕事量の減少、燃料費の上昇により、資金繰りが悪化している。

【貨物軽自動車運送業】前回の消費税が8%になったときに比べれば駆け込み需要は低調だったが、9月は組合員によっては決算月でもあったため、中旬から下旬にかけて動きが活発になり、配車が追い付かないときもあった。ただ、自動車・資材・鉄鋼関係よりも、食品・飲料・生鮮などの受注が目立った。

【一般乗用旅客自動車運送業】売上が低迷している。街の人通りも少ないように感じる。

【大谷石採石業】受注生産で商品を加工しているが、商品の届け先（工事現場）での人手不足により工期が延びてしまい、その分商品を出荷できないという悪循環が発生している。

第9回

組合インタビュー「この人に聞く」

渡邊 秀夫 さん（会長） 栃木県食肉事業協同組合連合会

栃木県食肉事業協同組合連合会は、県内の食肉販売業者いわゆる「お肉屋さん」で組織された協同組合が会員となって構成された団体です。食肉の共同購買や共同販売、食肉消費拡大に向けたキャンペーン事業等、お肉に関わる各種事業を展開しております。

今回は、当連合会の渡邊会長に、連合会の設立経緯や活動状況、食肉業界の現状についてお伺いしました。

また、渡邊会長は、令和元年春の叙勲において「旭日小綬章」を受章された後、5月に中央会会長を退任されました。この度の受章のお気持ちと中央会への想いも併せて伺いました。

——貴連合会の設立の経緯、沿革について教えてください。

当連合会は、昭和42年に宇都宮畜産食肉事業協同組合と足利食肉事業協同組合の2組合にて設立されました。その後、県内各地区に結成された協同組合が加入し、現在では9組合の会員で組織されています。

設立当時は、国民所得の増大と生活の質の向上に伴って、食肉の需要が一気に拡大していた時代でした。流通面では、大消費地における中央食肉卸売市場と中小都市における地方食肉卸売市場の開設、産地における食肉センターの設置などが見られ、市場取引の整備等に業界全体で取り組むという一大転換期でありました。

このような時代背景があって、適正価格による食肉の安定供給という使命を果たすとともに、県内食肉販売業の発展を目的に当連合会が設立されました。

栃木県の市場は当初、宇都宮、足利、真岡及び那須に設けておりましたが、東京の企業や大手の加工メーカーも市場を利用する機会が増えたことから、宇都宮に集約されました。

ところで、食肉を取り巻く問題としては、2002年に「BSE（牛海綿状脳症）」、今年に入っては「豚コレラ」が発生し、メディアでも大きく取り上げられましたよね。そのため、現在では、食肉の安全性確保は最重要視されています。それに伴って食品衛生法が改正され、HACCPに対応した衛生管理の導入が義務付けられました。

食品業界全体が変革期を迎え、世界の各国で食品の安全性を向上させていくことが課題となっている今、当連合会の会長として、栃木県の食肉業界を世界水準にまで向上させていかなければいけないと感じております。

そこで現在、より高度な衛生管理を目指すため、株式会社栃木県畜産公社が芳賀町に新しい市場を新設しているところです。

——貴連合会の事業についてお聞かせください。

当連合会の事業としては、肉製品（骨付きフランク等）の共同購買、お肉のギフト券の共同販売など様々に展開しておりますが、このところ力を入れている事業として教育情報事業があります。最近ですと、軽減税率や栄養表示をテーマに研修会を行いました。

近年、加工食肉においても栄養成分表示が義務化され、より複雑化してきておりますので、まずは業界



渡邊秀夫会長（株渡清事務所にて）

として必要最低限の表示について学びました。食の安全に関わる重要なテーマですので会員の関心も高く、3回も開催いたしました。当日は、質疑応答も活発に行われ、会員のためになる研修会が開催できたと思います。

また、栃木県食肉生活衛生同業組合と連携して、「とちぎの食肉祭り」を毎年開催しております。50年ほど前は、パレードの様に大々的に行っていました。現在も宇都宮城址公園を会場に、とちぎ和牛バーベキュー大会などを開催して大変賑わっています。

——この度は、令和元年春の叙勲に際し、中小企業振興功勞により栃木県中小企業団体中央会会長として「旭日小綬章」を受章されました。誠におめでとうございます。

受章のお気持ちを聞かせください。

このたび令和を迎えて最初の叙勲ということで、大変な名誉で畏れ多い気持ちです。伝達式ではまだ夢心地で、勲章を着用して皇居宮殿に入ったときに初めて実感が湧きました。天皇陛下から「これからも地域のために貢献してください。」と、マイクを使わずに直接お言葉を頂いたことがとても印象に残っています。近くで拝見した陛下は、神々しい限りでしたね。

今回の栄えある受章は、私だけの力ではなく、お世話になっている方々全員のお蔭であると思っています。去る10月13日には、台風19号直撃の翌日にも関わらず、受章祝賀会を開催していただき、多くの方々にご臨席を賜り大変感謝しております。

——中央会の直前会長として、中央会に今後期待することをお聞かせください。

事業承継や消費増税など、中小企業を取り巻く厳しい状況は一向に改善されておられません。企業単体では困難な課題でも、組合組織の力を合わせれば乗り越えられる筈です。中央会には、今後益々重要な役割を担う組合組織に対し、会員のニーズにきめ細かく対応した支援を引き続き期待します。

事業面では、中央会で事務局を担い、多くの事業者の設備投資を支援している「ものづくり補助金」を今後も継続していただきたいと思います。資金需要の厳しい中小企業にとって、補助金を頂けることは有難いですし、何より助かりますよね。

最後に、中央会の職員には、これからも組合の様々な相談に乗り、支援していただきたいと思います。

中央会の職員は、それぞれの組合で「中央会」よりも「〇〇さん」と、組合担当者の名前と呼ばれることが多い気がします。各職員が、組合の皆様から身近な存在とされている証しであると思っています。職員には、これからも様々な組合と信頼関係を結び、気軽に何でも相談できるパートナーになって欲しいと期待しております。



組合事務所

——本日はありがとうございました。

主たる事業	組合員の取り扱う食肉の共同購買及び共同販売 他
事務所	〒321-0111 栃木県宇都宮市川田町210-3 TEL 028 (656) 4092 / FAX 028 (656) 6824
代表者	会長 渡邊 秀夫
組合員数	9 会員
組合員資格	地区内の食肉の販売を行う事業者で組織した事業協同組合

【とちぎの食肉まつり2019】

開催日：令和元年12月7日(土)、8日(日) 10:00~15:00

会場：宇都宮城址公園(宇都宮市本丸町1-15)

お問合せ：とちぎの食肉まつり実行委員会(TEL 028-625-1104)

◇ 地域別組合トータルサポート事業 開催

期 日：令和元年9月24日(火)、10月29日(火)

場 所：足利市「栃木県南地域地場産業振興センター」
宇都宮市「とちぎ男女共同参画センター」

中小企業が抱える経営課題（販売促進や集客等）解決に向けた講習会と相談会を、県内2地区にて開催致しました。

第1回目の「中小企業組合向け 実践に役立つ販売促進セミナー」では、日本販売促進サポート(株)代表取締役中沢智之氏から間違った販売促進・価格の決め方・販促戦略等、6つのポイントについて具体的なアドバイスを頂きました。

第2回目では、(株)道の駅しもつけ 後藤勲支配人から、「集客力を高めるために今すぐできる改善策」をテーマに、道の駅で実践されている集客術について講演頂きました。

各回とも講演後には、参加者の経営課題の解決に向けた個別相談会も併せて実施致しました。



講習会の様子（講師：中沢智之氏 写真中央）

◇ 茨城県・千葉県・群馬県・栃木県 4県青年中央会交流会 開催

期 日：令和元年9月27日(金)

場 所：宇都宮市「宇都宮東武ホテルグランデ」

北関東4県の青年中央会による交流会を、今年は栃木県が当番県として、視察研修と講習会を開催致しました。

視察では、宇都宮市大谷地区の「カネホン採掘場：大谷で唯一の露天掘り」と「大谷資料館：大谷石の歴史と地下採掘場跡地」を見学し、大谷石の特色を体感致しました。

続いて、協同組合宇都宮餃子会の鈴木章弘理事兼事務局長から「みんなで作ってきた餃子のまち宇都宮！」と題し、宇都宮餃子の歴史、宇都宮餃子会の活動、餃子による観光誘致等、これまでの挑戦の裏話を講演して頂きました。

最後は、交流懇親会が催され、参加者相互の情報交換と親睦が図られました。



交流会の様子（視察先：カネホン採掘場）

◇ 緊急時組合連携事業 業界別・地域別講習会(団地組合対象) 開催

期 日：令和元年10月1日(火)

場 所：鹿沼市「とちぎ流通センター連合会館」

県内の団地組合を対象に、被災時における早期復旧や地域貢献の方法に関する講習会を開催致しました。

日本大学危機管理学部の山下博之専任講師から「団地組合における災害時応援協定締結の可能性を探る」と題し、事業者が集約して構成されている団地組合の特色を活かした防災減災に向けた取り組み、事業継続力を確保するための事業者間連携の可能性と課題等について、他県の団地組合の実例を交えながら講演して頂きました。

続いて、参加者による意見交換会では、団地内での連携や地域連携BCPの策定など、団地組合ならではの取り組みを探るべく、活発な意見が交わされました。



講習会の様子（講師：山下博之氏 写真中央）

◇ 栃木県中小企業団体中央会 正副会長会議開催



正副会長会議の様子

期 日：令和元年10月10日(木)

場 所：宇都宮市「宇都宮東武ホテルグランデ」

第2回正副会長会議にて次の議案審議が行われ、それぞれ原案通り承認されました。

① 令和元年度の事業遂行状況

組合の設立状況や指導支援実績など県・国の補助事業、「ものづくり補助金」や「キャッシュレス決済導入促進事業」等の受託事業の概要、新規事業や主要事業の状況についての報告

② 令和2年度の事業計画

令和2年度の中央会基本方針のほか、新規事業や重点事業の概要

なお、第3回正副会長会議は、来年1月24日の新年賀詞交歓会と同日に開催予定です。

◇ あしかが介護事業協同組合 創立総会開催



創立総会の様子

期 日：令和元年10月8日(火)

場 所：足利市「ひなたぼっこグループ事業本部事務所」

足利市で老人福祉・介護事業を営む事業者6社が、高い離職率による人材不足やサービスの低下など、介護業界が抱える経営課題を組織化による共同事業を通じて克服を図るため、「あしかが介護事業協同組合」の設立に向けた創立総会が開催されました。

介護事業に係る食材・備品等の安定確保に向けた共同購買事業、慢性化する人材難へ対応するための経営合理化を補完する共同事務代行事業を柱に据え、組合員施設の経費削減による経営安定と福利厚生面の充実による介護従事者の定着率向上を目指します。

なお、同組合は10月31日に設立となりました。

◇ ものづくり補助事業 販路開拓・拡大支援セミナー開催



セミナーの様子（講師：竹田正俊氏）

期 日：令和元年10月11日(金)

場 所：宇都宮市「ホテル東日本宇都宮」

ものづくり補助事業者に対するフォローアップ事業として、販路開拓や事業化促進、収益アップを支援することを目的に、セミナー・商談会等を開催致しました。

「販路開拓・拡大支援セミナー」では、『販路を拓く商品開発のポイント』と題し、(株)クロスエフェクトの竹田正俊代表取締役から、起業に至ったきっかけのほか、当社が経営指針として日々実践している、経営学者ドラッカーのマネジメントにみるビジネスの神髄について講演を頂きました。

続いて、ものづくり補助事業にてIoT活用による生産性向上に取り組んだ2社からの「成果事例発表」、参加者同士による名刺交換と情報交換を通じた「ミニ商談会」を開催致しました。また、併せて、栃木県産業技術センター他3機関による「個別相談会」も実施しました。

施策情報

「心の健康づくり計画助成金」のご案内

・事業者の方が各都道府県の産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けて、心の健康づくり計画を作成し、計画を踏まえメンタルヘルス対策を実施した場合に、事業者が費用の助成を受けることができる制度です。

職場におけるメンタルヘルス対策のために、ぜひご活用ください。

なお、メンタルヘルス対策促進員の個別訪問支援は無料で実施されます。

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

《助成対象・助成金額》

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に助成します。

1 企業又は 1 個人事業主当たり 100,000 円を将来にわたり 1 回限り助成します。

《助成金を受けるための要件》

助成金の支給申請時に、申請書類とともに、指定された 6 つの支給要件を満たしているかの確認を受けるため、証明書類の添付が必要となります。

詳しくは、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

《お問い合わせ先》

独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4階

TEL 028-643-0685 <https://johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1411/Default.aspx>

※「心の健康づくり計画助成金」の手引きを入手し、制度の概要をご確認ください。

【国からのお知らせ】 12月1日～31日は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理週間を設け、様々な啓発活動を行っていますが、本年度は、国家公務員倫理審査会創立20年の節目であること、昨今の公務員倫理をめぐる情勢等を踏まえ12月1日(日)～12月31日(火)を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施することといたしました。

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎など無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること（「割り勘」による飲食は可能）

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】 03-3581-5344（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9：30～18：15）

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表)：03-3581-5311

労働保険適用促進強化期間 11/1～11/30

『労働保険は働く皆さんを守ります。』

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので保険給付はそれぞれ別個に行われます。

1 労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に労災保険法の規定により、負傷した労働者又は遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っております。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労災保険給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

2 失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

3 労働者を使用する事業主は加入することが義務づけられています

「労働保険」は、労災保険法と雇用保険法の規定により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務づけられていますので、まだ加入手続をされていない事業主は最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所へ加入手続をしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所にお尋ねください。

栃木労働局総務部労働保険徴収室 電話 028-634-9113

中小企業経営者の皆様へ 小規模企業共済制度・経営セーフティ共済

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

● 制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

● 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

● 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

後継者がいない

資金管理を効率的にしたい

借入以外の資金調達を検討したい

実現主義。
ソリューションを求めるかたち

設備投資をしたい

退職金制度を見直したい

〈あしぎん〉では、お取引いただいている事業者のみなさまのお役に立てるよう、さまざまな商品・サービスをご提案しております。



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

あしぎん |

検索

組合の運営や管理に関する基本的な事項は、法律や定款に規定されています。しかし、実際に組合を運営し、各種事業を行うためには、更に細かな実施基準が必要となります。

1. 「規約」と「規程」の区別

一般に規約・規程といった用語はかなり混同して用いられ、その意味するところも必ずしも同一でない場合が多くみられます。さらに、実際には規約とすべきものを規程としたり、逆に規程とすべきものを規約としている場合も多々見受けられます。

規約とは、組合の業務運営及び事務執行に関して組合と組合員間を規律する自治規範で、その設定・改廃（変更、廃止）には総会又は総代会の普通議決を必要とします。

一方、規程は、組合の事務執行上に必要な関係を規律するもので、直接組合員の権利義務に影響を及ぼすことのない事項に関する内規をいい、その設定・改廃は理事会で行います。

なお、規約とすべき事項については、法律（中小企業等協同組合法第34条、中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項及び第44条）では、次の5項目を規定しています。

- (1) 総会又は総代会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 役員に関する規定
- (4) 組合員に関する規定
- (5) その他必要な事項

具体的には、次のものが主に規約・規程として扱われます。

規約…事業規約（共同購買事業規約、官公需共同受注事業規約など）、総会規約、役員選挙規約、委員会規約 等
規程…事務局組織規程、経理規程、旅費規程、職員に関する規程（人事、給与、就業規則など）、慶弔規程 等

2. 「定款」と「規約」の違い

定款と同様に組合員を拘束する自主的法規である規約ですが、以下の点で定款と性質を異にしています。

(1) 設定は自由

定款は、組合が存続する限りこれを廃止することは許されませんが、規約は、組合の自由な判断によって変更のみならず廃止することも可能です。

(2) 設定・改廃について行政庁の認可は不要

定款を設定・変更する場合には、必ず行政庁の認可が必要です。一方、規約の設定・改廃には総会の普通議決があれば足り、行政庁の認可を必要としません。

(3) 定款に従属

規約は、定款に比べて相対的に軽微な事項を内容とするものであり、定款に従属する性格を持ちます。したがって、規約の内容は、法令はもとより当該組合の定款に反するものであってはなりません。

(4) 組合設立後の設定も可

定款は、創立総会において設定されますが、規約は組合設立後の総会で設定することも可能です。

このように、規約は定款とその法的性質を異にするとともに、定款の補充規定としての性格を有しますが、設定された場合には定款同様に全組合員を拘束し、対組合員関係においては定款と同様の法的効力を有することに留意してください。

中央会からのお知らせ

新年賀詞交歓会開催について

栃木県中小企業団体中央会では、令和2年の新春を迎えるにあたり、多くのご来賓の方々をお招きし、恒例の「新年賀詞交歓会」を下記のとおり開催する予定で現在準備を進めております。

開催日時：令和2年1月24日（金） 17：00～18：30

開催場所：「ホテル東日本宇都宮」 栃木県宇都宮市上大曾町492-1

正式に決まりましたら、改めて文書にてご案内申し上げます。

経営相談会を開催します

栃木県信用保証協会では、県内の中小企業・小規模事業者のみなさま、創業をお考えのみなさまからのご相談をお受けするため、経営相談会を開催しています。経営相談会では、外部の中小企業診断士や当協会の職員がみなさまからのご相談をお受けします。

ご利用を希望される方は、当協会企業支援課（TEL 028-635-2195）までご連絡いただくか、当協会ホームページ「（経営をサポートします）→「経営相談会」」からお申し込みください。

相談は無料です。お気軽にご利用ください。

中小企業診断士による経営相談会

- 開催日時：毎月第1木曜日 13時～17時
※祝日の場合は翌営業日の開催
- 開催場所：当協会本所・足利支所
- 相談員：中小企業診断士
- 相談内容：創業・新事業、事業拡大、生産性向上、経営改善、事業継承に関するご相談など

当協会職員による経営相談会

- 開催日時：毎週木曜日 9時～17時
※祝日の場合は翌営業日の開催
- 開催場所：当協会本所・足利支所
- 相談員：中小企業診断士の資格を有する職員など
- 相談内容：資金繰り・保証の利用に関するご相談など

